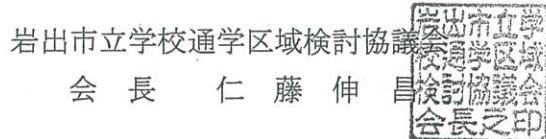


平成30年12月25日

岩出市教育委員会
教育長 塩崎 望 様



岩出市立学校通学区域の変更について【提言】

本市の児童生徒数は全体的には減少傾向にありますが、市内各地において大小様々な住宅開発が進められており、特に山崎小学校区においては比較的大規模な住宅開発により、今後、児童数の増加が見込まれます。そのため、学校間の児童数の偏りを緩和し、学校規模に応じた適正な状態を維持することで、将来にわたり教育の質を確保していくための検討が必要となります。

本協議会は、岩出市立学校通学区域検討協議会条例に基づき設置されて以来、現地確認等を行いながら慎重に審議を重ねてきましたが、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、提言します。

記

1. 検討事項

「岩出市立学校通学区域の変更について」

2. 提言

(1) 次のとおり通学区域の変更等を行うよう提言する。

山崎小学校の通学区域のうち、市道山西国分線（通称：農免道路）より北の区域を、山崎北小学校の通学区域に変更する。（【別紙1】参照）

(2) 実施時期については、通学路の環境が整備され次第、決定する。

(3) その他の留意事項については、【別紙2】のとおりとする。

3. 審議経過

平成30年5月23日	第1回検討協議会	委員委嘱、審議
平成30年7月9日	第2回検討協議会	現地確認、審議
平成30年8月22日	第3回検討協議会	審議
平成30年10月26日	第4回検討協議会	審議

別紙1

根来小学校区

山崎北小学校区

中央小学校区

山崎小学校区

(現行)山崎小学校
(変更後)山崎北小学校

岩出市立学校通学区域の変更に係るその他の留意事項について

通学区域の変更の対象となる区域の児童については、原則として変更後の学校が就学指定校となるが、以下のとおり、個別に配慮を要する場合については、保護者からの申請に基づき、変更前の学校への就学を認めることを検討されたい。

(1) 在校生への配慮

通学区域の変更が実施された時点での山崎小学校在籍者については、変更に伴う児童への影響等を考慮し、希望があった場合には引き続き山崎小学校への就学を認める。

(2) 兄弟姉妹への配慮

小学校入学時点で兄・姉が山崎小学校に在籍している場合は、学校行事における保護者の負担等を考慮し、希望があった場合は山崎小学校への入学を認められる。

(3) その他

その他、通学区域の変更に伴い影響を受ける個別の事案について、通学区域変更の趣旨の重要性を考慮してもなお、教育的な配慮が必要と判断される場合については、山崎小学校への就学を認める。